

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 二 年 七 月 十 四 日

目 次

告 示

○災害救助法に基づき高山市長、中津川市長、恵那市長、飛驒市長、郡上市長及び下呂市長が行うこととした救助の実施に関する事務を行う期間の延長

(危機管理政策課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第二百九十四号

災害救助法に基づく救助の実施に関する告示(令和二年岐阜県告示第二百七十九号)により高山市長、中津川市長、恵那市長、飛驒市長、郡上市長及び下呂市長が行うこととした避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給並びに助産について、その期間を次のとおり延長する旨の通知をしたので、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第十七条第二項の規定により告示する。

令和二年七月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

令和二年七月八日から令和二年七月二十一日まで

令和二年七月十四日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社